

新潟県選挙管理委員会規程第2号

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年2月28日

新潟県選挙管理委員会委員長 天井 貞

新潟県選挙事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県選挙事務取扱規程（昭和27年新潟県選挙管理委員会規程第4号）の一部を次のように改正する。

別記第29号様式、第29号様式の2及び第31号様式を次のように改める。

第29号様式（選挙人が行う不在者投票宣誓書兼不在者投票用紙請求書）

不在者投票宣誓書（兼請求書）

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓い、投票用紙及び不在者投票用封筒を請求します。

選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【請求する者】

I 国内投票の場合

現住所 (住民登録のしているところ)	新潟県 市(区) 郡 町村 番地
選挙人名簿に記載されている住所	上と同じ
	新潟県 都道府県 市(区) 郡 町村 番地
氏名	
生年月日	年 月 日 生

II 在外投票の場合

在外投票人証に記載の住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 生

第29号様式の2（選挙人が行う期日前投票宣誓書）

期日前投票宣誓書

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓います。

選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【宣誓する者】

I 国内投票の場合

現住所 (住民登録のしているところ)	新潟県 市(区) 郡 町村 番地
選挙人名簿に記載されている住所	上と同じ
	新潟県 都道府県 市(区) 郡 町村 番地
氏名	
生年月日	年 月 日 生

II 在外投票の場合

在外投票人証に記載の住所	
氏名	
生年月日	年 月 日 生

第31号様式 (船員が自ら行う不在者投票用紙請求書兼宣誓書様式)

船員の不在者投票請求書 (兼宣誓書)

私は、何選挙の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みであることを誓い、船員の投票用紙及び不在者投票用封筒を請求します。

選挙管理委員会委員長 様

年 月 日

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行が困難又は刑事施設等に収容
- 交通至難の島等に居住・滞在
- 住所移転のため、本市町村以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所に行くことが困難

【請求する者】

現住所 (住民登録のしているところ)	新潟県 都道府県 市(区) 郡 町村 番地
選挙人名簿に記載	上と同じ

されている住所 	新潟県 市(区) 都道府県 郡 町村 番地
氏名	
生年月日	年 月 日生
船員手帳登録番号	

附 則

- 1 この規程は、令和5年3月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の新潟県選挙事務取扱規程の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。